

ロングステイアドバイザー協会 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第1章に規定するロングステイアドバイザー協会（以下協会と言う）の会員について必要な事項を定める。

第2章 会員

(定義)

第2条 会員は協会の定款に定められた目的と事業内容を認識し、協会運営の基盤を支えるとともに、ロングステイ支援を通じて社会に広く貢献するとともに、ロングステイに付随する収益事業を推進するものとする。

2 ロングステイ財団（以下財団）との連携を図り、ロングステイの普及・啓発事業の推進と協会の発展に寄与する。

3 登録ロングステイアドバイザーは自動的に当協会の会員となる。

(会員の権利)

第3条 会員は、財団が付与している登録アドバイザーとして(1)～(7)の特典および協会より(8)～(13)の便宜と情報を受けることができる。

- (1) 財団が保有する登録商標の使用
- (2) 財団HPでの氏名・地域名等の紹介、季刊誌での氏名・地域名と活動の紹介
- (3) 財団HP内のロングステイアドバイザーページ（以下LSAページ）へのログイン電子書籍化された季刊誌、調査統計等財団発行の書籍の閲覧
- (4) LSAページ内のブログへの書き込みおよび会員間での情報交換
- (5) 財団が主催する研修会、セミナー、イベント、旅行への優先案内
- (6) 各国大使館、政府観光局等のセミナー・会議の案内、財団法人賛助会員との懇親会・海外サロン交流会の参加
- (7) LSAとしてロングステイセミナーや相談会の開催、および講師料の収受（アドバイザー会員規程ならびに協会の定める細則による）
- (8) 個人および法人名義の名刺上への協会名の使用。ただし、法人名義の名刺上に協会名を使用する場合は、協会に届け出るものとする。
- (9) 協会が主催する総会への参加
- (10) 会員は理事会が定める一定の要件を満たした場合、協会より財団が認定する登録

講師への推薦を受けることができる。

- (11) 協会が HP 上で発信する情報へのアクセス
- (12) 協会が主催するセミナー、イベント等ロングステイ普及啓発活動への参画、参加
- (13) 協会が主催するアドバイザーのための勉強会、研修会への参画、参加

(会員の義務)

第4条 会員は、L S A協会定款第8条に基づき入会金並びに会費等を財団に納入しなければならない。

- 2 会員は、この規程の他、法令、定款、情報管理規定、会員倫理規定及び理事会が定めるその他の規程・細則を遵守しなければならない。
- 3 会員は、住所登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会事務局へ届け出なければならない。
- 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規定及びその他の規定・細則に違反した場合には、協会は当該会員に対し財団と協議の上、懲戒規程に基づく処分を行う。

(会員への告知)

第5条 協会の会員への告知は、原則として財団ホームページか協会が発行する会報にて行うものとする。

第3章 雑則

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。変更後の規程は第5条の規定により、会員へ告知する。

附則

この規程は、平成29年12月16日から施行する。